32　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ローカル５Ｇサービスに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の３第１項第１号イに掲げるもの	
	第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの	
	第59条の３第１項第２号に掲げるもの	
34　上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１～６　略］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８　略］

［削る］

９　［略］

様式第４の２（第４条の２第３項第９号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

１　登録の更新を受ける事由	
２　１の項の事由が生じた日	
３　合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
４　合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	

32　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ローカル５Ｇサービスに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の３第１項第１号イに掲げるもの	
	第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの	
	第59条の３第１項第２号に掲げるもの	
34　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
35　上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１～６　同左］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８　同左］

９　電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

10　［同左］

様式第４の２（第４条の２第３項第９号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

１　登録の更新を受ける事由	
２　１の項の事由が生じた日	
３　新たに指定をされた電気通信設備の種別	
４　合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
５　合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	